

るだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数^④を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

④ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における介護については、上記の①から③までによるほか、第140条の3の(6)の③から⑥までを準用する。この場合において、第140条の3の(6)の⑤中「同条第5項」とあるのは「第140条の8第6項」と、同⑥中「同条第6項」とあるのは「第140条の8第7項」と読み替えるものとする。

(7) 食事

① 基準第140条の9第3項は、第140条の7第1項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。

② 基準第140条の9第4項は、第140条の3の基本方針を受けて、利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

③ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における食事については、上記の①及び②によるほか、第140条の3の(7)の①から⑤までを準用する。

(8) その他のサービスの提供

① 基準第140条の10第1項は、第140条の7第1項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、利用者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

② 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や

友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(9) 運営規程

① 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額（第5号）

「その他の費用の額」は、基準第140条の6第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。

② 第10の3の(13)は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第10の3の(13)中「第137条」とあるのは「第140条の11」と、「同条第1号から第9号まで」とあるのは「同条第1号から第10号まで」と、同②中「第4号」とあるのは「第5号」と、同③中「第5号」とあるのは「第6号」と、同④中「第6号」とあるのは「第7号」と、同⑤中「第9号」とあるのは「第10号」と読み替えるものとする。

(10) その他

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(11) 準用

基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第10の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(14)及び(15)を参照されたい。

5. 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第6節の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して事業所の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、

同日において現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで事業所の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第6節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

基準第140条の15は、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット部分については小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第140条の3）に、また、それ以外の部分については指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第120条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、基準第140条の16から第140条の22まで及び第140条の24に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3) 運営規程（基準第140条の23）

利用定員並びに指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

① 基準第121条第1項第3号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分については4に、また、それ以外の部分については2及び3までに、それぞれ定めるところによる。

6 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(1) 指定通所介護事業所等との併設（基準第140条の26）

4 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(1) 指定通所介護事業所等との併設（基準第140条の2）

基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならぬこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉法第62条にいう社会福祉施設を指すものであること。

(2) 従業者の員数及び管理者（基準第140条の27及び第140条の28）

基準第140条の27第4項にいう従業者の員数の確保を除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第101の(2)から(6)までを参照されたい。

(3) 設備に関する基準（基準第140条の30）

(略)

(4) 運営に関する基準

基準第140条の32の規定により、基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条、第38条、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条並びに第4節（第127条第1項及び第140条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の3の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(25)まで、第4の3の(4)、第8の3の(5)、(6)及び(7)並びに第10の3を参照されたい。この場合において、準用される基準第127条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

第11 短期入所療養介護

1 人員に関する基準（基準第142条及び第143条）

(1) (略)

基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならぬこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉法第57条にいう社会福祉施設を指すものであること。

(2) 従業者の員数及び管理者（基準第140条の3及び第140条の4）

基準第140条の3第4項にいう従業者の員数の確保を除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第101の(2)から(6)までを参照されたい。

(3) 設備に関する基準（基準第140条の6）

(略)

(4) 運営に関する基準

基準第140条の8の規定により、基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第2項、第37条から第39条まで、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条並びに第4節（第127条第1項及び第140条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の3の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(26)まで、第4の3の(4)、第8の3の(5)、(6)及び(7)並びに第10の3を参照されたい。この場合において、準用される基準第127条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

第11 短期入所療養介護

1 人員に関する基準（基準第142条及び第143条）

(1) (略)

(2) 経過措置

- ① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所（基準附則第5条）においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。

(2) 経過措置

- ① 経過措置として、次に掲げる施設においても指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。

イ 介護療養型医療施設である介護力強化病院（基準第142条第1項第2号・第143条第2号）

ロ 介護療養型医療施設の指定基準の経過措置により、平成15年3月31日までの間、介護力強化病院を指定することが認められているため、その間は指定短期入所療養介護の事業も行うことができるものとなること。

ロ 介護療養型医療施設でない介護力強化病院（基準附則第4条）平成15年3月31日までの間、指定短期入所療養介護の事業を行うことができるものとしたこと。

ハ 厚生大臣が定める基準に適合している診療所（基準附則第5条）当分の間、指定短期入所療養介護の事業を行うことができるものとしたこと。

② 老人性痴呆症患者棟の人員、設備基準の経過措置

イ (略)

ロ 当分の間、老人性痴呆症患者の作業療法の経験を有する看護婦又は看護士が1人以上勤務する老人性痴呆症患者棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性痴呆症患者棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるものとしたこと（基準附則第7条）。

ハ・ニ (略)

③ (略)

2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① (略)

② 基準第145条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ロ 送迎に要する費用（厚生大臣が別に定める場合を除く。）

ハ～ホ (略)

については、前2項の利用料のほか利用料から支払を受けること

② 老人性痴呆症患者棟の人員、設備基準の経過措置

イ (略)

ロ 当分の間、老人性痴呆症患者の作業療法の経験を有する看護婦が1人以上勤務する老人性痴呆症患者棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性痴呆症患者棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるものとしたこと（基準附則第7条）。

ハ・ニ (略)

③ (略)

2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① (略)

② 基準第145条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ロ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

ハ～ホ (略)

については、前2項の利用料のほか利用料から支払を受けること

ができることとし、保険給付の対象となつていてサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

(2) 指定短期入所療養介護の取扱方針 (基準第146条)

① (略)

② 指定短期入所療養介護事業者は、基準第154条の2第2項の規定に基づき、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しなければならぬこととしたものである。

なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。

また、指定短期入所療養活介護事業者は、各都道府県が行う身体的拘束の廃止に向けた取組に積極的に参加するよう努める必要がある。

(3) 短期入所療養介護計画の作成 (基準第147条)

① (略)

② 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえ作成されなければならない。このため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならぬ。これにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保しようとするものである。

なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、基準第154条の2第2項の規定に基づき2年間保存しておくこととしたものである。

③ (略)

(4) 診療の方針 (基準第148条)

(略)

(5) 機能訓練 (基準第149条)

(略)

(6) (略)

(7) 食事の提供 (基準第151条)

(略)

ができることとし、保険給付の対象となつていてサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

(2) 指定短期入所療養介護の取扱方針 (基準第146条)

① (略)

② 基準第146条第4項において、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行つてはならない旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、主治医は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録しなければならぬものとする。

(3) 短期入所療養介護計画の作成について (基準第147条)

① (略)

② (略)

(4) 診療の方針について (基準第148条)

(略)

(5) 機能訓練について (基準第149条)

(略)

(6) (略)

(7) 食事の提供について (基準第151条)

(略)

(8) 運営規程(基準第153条)

基準第153条第7号の「その他運営に関する重要事項」にあつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(9) (略)

(10) 記録の整備

基準第154条の2第2項の指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれるものであること。

(11) 準用

基準第155条の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第3の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第4の(3)の(4)、第5の(2)、第8の(3)の(5)及び(6)、第9の(3)の①及び③並びに第10の(1)、(2)及び(14)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

(8) (略)

(9) 準用

基準第155条の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第3の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第4の(3)の(4)、第5の(3)の(2)、第8の(3)の(5)及び(6)、第9の(3)の①及び③並びに第10の(1)、(2)及び(14)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 指定短期入所療養介護に関する記録

a 短期入所療養介護計画書

b 診療録その他の提供した指定短期入所療養介護に係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

② 準用される基準第101条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであること。

第12 痴呆対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準(基準第157条～第158条)

(1) 従業者の員数

介護従業者については、利用者が痴呆を有する者であることから、介護等に対する知識、経験を有することを原則とする。なお、

第12 痴呆対応型共同生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準(基準第157条～第158条)

(1) 従業者の員数

介護従業者については、利用者が痴呆を有する者であることから、介護等に対する知識、経験を有することを原則とする。なお、

これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外に指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び宿直勤務(宿務又は夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下同じ。))を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人=延べ24時間分の指定痴呆対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時まででは、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。

なお、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるが、同時に職務に従事することができず、最大でも2つの共同生活住居に限られるものである。

また、平成15年4月1日に現に存する事業所(当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、同日に現に併設されている他の共同生活住居又はサービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため連携及び支援の体制を整えている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等の職務に従事しているものに限る。)の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。なお、平成15年4月1日以降に開設される事業所においては、宿直勤務を行う介護従業者が同時に職務に従事することができるのは、最大でも2つの共同生活住居に限られるものであることにかんがみ、本経過措置の対象となる事業所にあっても、宿直勤務を行う介護従業者が同時に職務に従事する共同生活住居は、可能な限り、2つまでとすることが望ましい。

夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会

これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、宿直時間帯以外の指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者、宿直勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを宿直時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人=延べ24時間分の指定痴呆対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時まででは、宿直勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。

なお、宿直時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会
局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行うこと。